

小笹幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は学校教育法の規定に従って幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この幼稚園は小笹幼稚園という。

(位置)

第3条 この幼稚園は福岡市中央区小笹5丁目16番35号におく。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入園できるものは、満3歳から小学校入学の時期に達するまでの幼児とする

(学級及び定員)

第5条 この幼稚園の学級及び定員は、次のとおりとする。

	学級(組)	定員(人)
5歳児	2	60
4歳児	2	60
3歳児	2	55
計	6	175

第2章 保育年限及び休園日

(保育年限)

第6条 この幼稚園の保育年限は3ヵ年2ヵ年及び1ヵ年とする。

(保育期)

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

(休園日)

第8条 本園の休園日は次の通りとする。ただし必要に応じて変更することがある。

- 1 土曜日、日曜日 (※行事等により保育実施、後日振替休園の場合あり)
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 3 夏季休園 7月21日より8月31日まで
- 4 冬季休園 12月21日より1月8日まで
- 5 春季休園 3月17日より4月10日まで
- 6 その他法令により休日となる日

第3章 保育課程、保育時刻及び教職員組織

(保育課程)

第9条 保育内容は健康・人間関係・環境・言葉・表現とする。

(保育時刻)

第10条 始業及び終業の時刻は次の通りとする。

午前9時から午後2時までとする。ただし季節により多少変更することがある。

(教職員組織)

第11条 この幼稚園に次の教職員を置く。

園長	副園長	教頭	教諭	補助教諭
1	1		8	1
事務職員	園医	歯科医		計
1	1	1		14

(園長業務)

第12条 園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第4章 入園・退園・転園・休園・修了及び賞罰

(入園・退園・転園)

第13条 入園・退園・転園については、園長の許可を要する。

(入園申し込み)

第14条 入園しようとするものは、所定の申込書に記入のうえ、保護者から園長に提出するものとする。

(退園・転園届出)

第15条 退園・転園しようとするものは、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

(休園)

第16条 病気その他やむをえない事由により休園しようとするものは、願い出によって、園長は休園を許可することができる。

(修了)

第17条 この幼稚園所定の保育課程を修了したものには修了証書を授与する。

(表彰)

第18条 園長は心身の発達が著しく、他の模範となるものはこれを褒賞することがある。

第5章 保育料等

(保育料等)

第19条 本園の保育料等はつぎのとおりとする。

保育料（月額）	園児が居住する市町村が定める額
施設維持改善費（入園時）	48,000 円

(その他)

第20条 制服代・給食費・行事参加費等保護者が負担する事が適当と思われるものについて実費を、その他入園時事務手続き料等を徴収する。金額・使途等は書面で別途保護者に明示する。

第6章 保護者会

(保護者会)

第21条 この幼稚園には、幼児指導上保護者との連絡を緊密にし、幼児教育についての成果を深めるために保護者会を置く。保護者会の規定は別に定める。

付則

- 1 この園則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この園則実施に必要な細則は園長が定める。